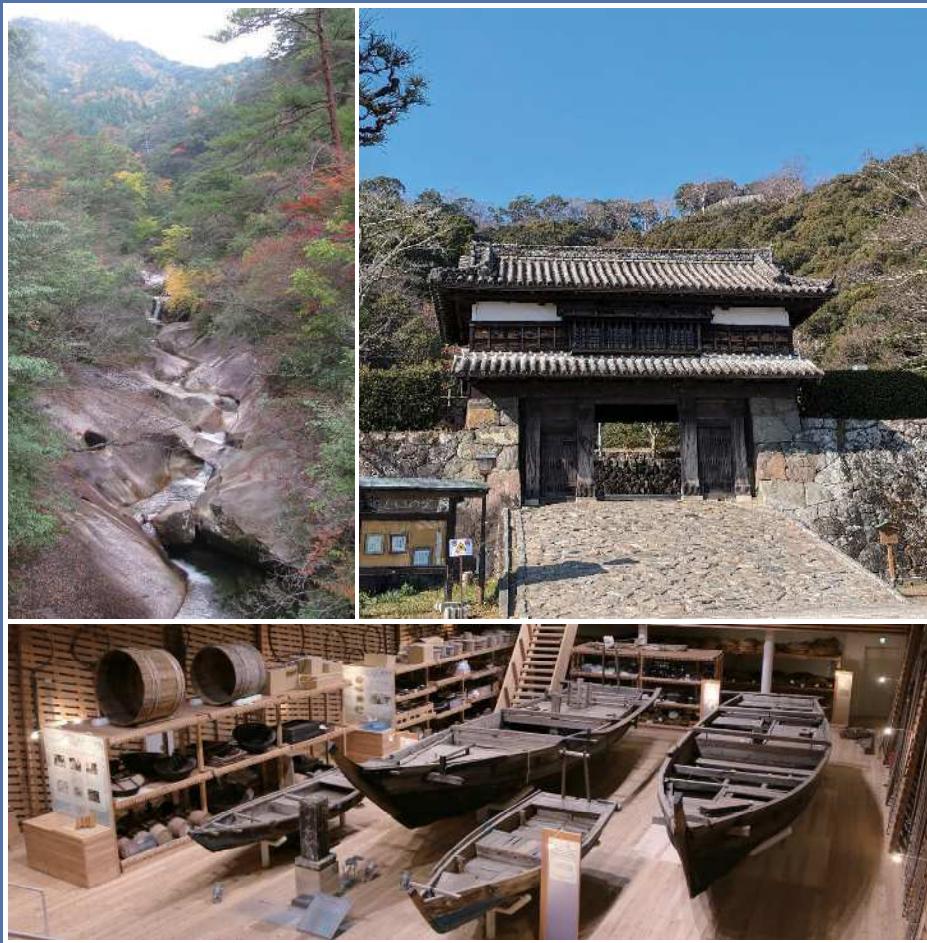


# 佐伯市文化財保存活用地域計画



2024年3月

佐伯市教育委員会

## 例言

1. 本事業は、文化庁の「地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）文化芸術振興費補助金」の交付を受けて実施した。
2. 本計画に掲載した地図の一部は、国土交通省発行の国土数値情報及び、国土地理院発行の基盤地図情報・地理院タイルを加工して作成した。
3. 本計画の作成にあたっては、「大分県文化財保存活用大綱」の内容を勘案するとともに、文化庁の指導・助言及び大分県教育庁文化課の助言を受けた。
4. 地区名の表記については、合併後の旧市町村は原則として「〇〇地区」を使用した。ただし、繰り返し出てくる場合や文脈等により、別の表記を用いた箇所もある。
5. 本計画の作成にあたっては、佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係が主体となり、その関連業務の一部を株式会社イビソク大分支店に委託して実施した。



# 目次

## 序 章

第1節 計画作成の背景と目的	1
第2節 計画作成の経過	2
第3節 計画の期間	4
第4節 計画の対象	4
第5節 計画の位置付け	5

## 第1章 佐伯市の概要

第1節 自然的・地理的環境	12
第2節 社会的状況	22
第3節 歴史的背景	28

## 第2章 佐伯市の歴史文化資源の概要と特徴

第1節 指定等文化財	39
第2節 未指定の歴史文化資源	40
第3節 歴史文化資源の特徴	42
第4節 歴史文化資源の把握調査	54

## 第3章 佐伯市の歴史文化の特徴と関連歴史文化資源群

第1節 歴史文化の特徴	64
第2節 関連歴史文化資源群	68

## 第4章 歴史文化資源の保存・活用に関する将来像と視点

第1節 歴史文化資源に関する将来像と将来像実現に向けた視点	90
第2節 歴史文化資源の保存・活用に関する課題と方針	92
第3節 関連歴史文化資源群の保存・活用に関する課題と方針	97

## 第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

第1節 歴史文化資源の保存・活用に関する措置	102
第2節 関連歴史文化資源群の保存・活用に関する措置	109

## 第6章 歴史文化資源の防犯・防災

第1節 歴史文化資源の防犯・防災に関する課題と方針	118
第2節 歴史文化資源の防犯・防災に関する措置	119

## 第7章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制

第1節 佐伯市の体制	121
第2節 計画の進捗管理	124



# 序章

## 第1節 計画作成の背景と目的

さいき  
佐伯市（以下、「本市」という）は大分県の南端に位置し、総面積903.14 km<sup>2</sup>という九州で最も広大な市域を持ち、市内各地に合計268件の国・県・市指定などの文化財を有する（令和5年（2023）8月現在）、豊かな自然と文化を持つまちである。これらの文化財は、いずれも郷土の歴史・文化・自然などを語る上で貴重なものであり、人々と地域のつながりを認識し、郷土愛を醸成する、市民にとって誇るべきものとなっている。

近年、少子高齢化による人口減少をはじめとする社会環境の変化により、文化財を次世代に継承する担い手が不足し、その結果、文化財の滅失や散逸が発生していることが大きな課題となっている。本市においても少子高齢化による人口減少は顕著であり、それに加えて人口の中心市街地への集中や市外への移住により、地域コミュニティの縮小も進んでいる。これにより、文化財継承の担い手が不足しているだけでなく、地域の目が届かなくなったり文化財の盗難や、所有者の世代交代をきっかけとする文化財の散逸の危険性が増大している。さらに、激しさを増す近年の自然災害も、文化財の破損や滅失の可能性を高める要因である。

そのような社会的な課題を解決するために、平成30年（2018）に策定した『第2次佐伯市総合計画』には、「地域のアイデンティティともいえる文化財・伝統文化を活用しながら、次の世代へ保存・継承していく」ことが求められていると明記されている。

こうした中、国は文化財の滅失や散逸を防ぐことが緊急の課題であるとして、平成30年に文化財保護法を改正し、文化財の計画的な保存・活用を図るために、都道府県が総合的な施策の大綱を策定できることとし、さらに市町村が都道府県の大綱を勘案し総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、文化庁長官の認定を受けることができると規定した。

それを受け、大分県教育委員会では、大分の風土・歴史・伝統を今に伝える貴重な文化財について、価値を共有することを通して保護体制の構築を図り、持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とし、令和3年（2021）3月に『大分県文化財保存活用大綱』（以下、「大綱」という）を策定した。

このような背景や動向を踏まえて、佐伯市教育委員会は、文化財保護法第183条の3に基づき『佐伯市文化財保存活用地域計画』（以下、「地域計画」という）を作成することとした。地域計画の作成においては、『さいきオーガニック憲章』に象徴される、「市民主体の持続可能なまちづくり」の理念を念頭に置いた。佐伯市民が文化財や伝統文化を身近なものと捉え、自主的・自立的に保存・活用することを通じて地域が活性化し、佐伯のアイデンティティの一つである歴史文化の持続的な保存・継承へつながることを期待している。さらに、地域に根付く文化財の防災・防犯体制や防災方針を確立することも目的とした。

## 第2節 計画作成の経過

地域計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9に基づき、学識経験者や市民からなる佐伯市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という）を組織し、意見聴取を行った。さらに、協議会に庁内部会を置き、行政内部の各課との連携や調整を図った。また、佐伯市文化財保護審議会に意見聴取を行った。

佐伯市文化財保存活用地域計画協議会委員（敬称略）			
No.	氏名	所属等	分野等
1	段上 達雄	別府大学 特任教授	民俗学
2	上野 淳也	別府大学 教授	考古学・中世史
3	岩崎 義則	九州大学 准教授	近世史
4	小柳 和宏	中津市歴史博物館 嘱託職員	考古学・石造物
5	安田 晃子	宇佐市平和ミュージアム建設準備室 非常勤職員	近代史
6	平野 憲司	佐伯市史編さん自然部会委員	天然記念物
7	一法師 英昭	大分県文化財保護指導委員	文化財
8	丁田 健太郎	佐伯史談会 会長	郷土史研究団体
9	永松 毅文	佐伯市観光協会 業務執行理事（令和3・4年度）	観光協会
10	半田 慎二	佐伯市観光協会 業務執行常任理事（令和5年度）	観光協会
11	河野 文美	佐伯市地域おこし協力隊員（令和3年度） 元佐伯市地域おこし協力隊員（令和4・5年度）	地域おこし協力隊
12	山路 康弘	大分県教育庁文化課（令和3年度） 大分市立西の台小学校 教頭（令和4・5年度）	大分県文化財保存活用大綱との調整 文化財保存技術
13	佐藤 信	大分県教育庁文化課（令和4年度）	大分県文化財保存活用大綱との調整
14	諸岡 初音	大分県教育庁文化課（令和5年度）	大分県文化財保存活用大綱との調整
事務局	佐伯市教育委員会 社会教育課 文化財係		

佐伯市文化財保存活用地域計画協議会庁内部会			
No.	職名	No.	職名
1	社会教育課長	5	観光課長
2	政策企画課長	6	都市計画課長
3	地域振興課長	7	防災危機管理課長
4	文化芸術交流課長	8	学校教育課長

佐伯市文化財保護審議会委員（敬称略）			
No.	氏名	区分	分野等
1	丁田 健太郎	地域関係	佐伯地区
2	柴川 英敏	地域関係	宇目地区・石造物
3	矢野 京市	地域関係	宇目地区・カモシカ
4	小野 英治	地域関係	弥生地区・城郭
5	岡崎 税	地域関係	上浦地区
6	山口 勝久	地域関係	弥生地区
7	戸田 博康	地域関係	本匠地区
8	卜部 辰美	地域関係	鶴見地区
9	濵田 宗一郎	地域関係	米水津地区
10	清家 隆仁	地域関係	蒲江地区・民俗芸能
11	木村 義友	地域関係	蒲江地区
12	田中 裕介	学識経験者（別府大学 教授）	考古学
13	段上 達雄	学識経験者（別府大学 特任教授）	民俗学

委員の構成は、意見聴取を行った令和5年7月時点のもの。

地域計画は、以下の会議などを経て作成した。

令和3年度（2021）		
令和 3年 7月 2日	令和3年度第1回文化財保護審議会	計画作成の報告
令和 3年 8月 11日	令和3年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会 令和3年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会 庁内部会	計画の趣旨説明 今年度事業内容の協議
令和 3年 11月 25日	令和3年度第2回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	アンケート内容の協議
令和 3年 12月 1日～22日	歴史・文化・自然に関する市民アンケート調査	意識調査・文化財の現状確認
令和 4年 3月 22日	令和3年度第3回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和4年度（2022）		
令和 4年 12月 1日	令和4年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和 5年 1月 28日	令和4年度第2回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和 5年 3月 6日	令和4年度第3回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画素案の検討
令和 5年 3月 28日	令和4年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会 庁内部会	計画素案に対する意見聴取
令和5年度（2023）		
令和 5年 6月 30日	令和5年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会 庁内部会	計画素案に対する意見聴取
令和5年7月3日～8日1日	パブリックコメント	計画素案に対する意見聴取
令和 5年 7月 26日	令和5年度第1回文化財保護審議会	計画素案に対する意見聴取
令和 5年 8月 18日	令和5年度第1回佐伯市文化財保存活用地域計画協議会	計画案の検討

## 第3節 計画の期間

地域計画の計画期間は、市政運営の最上位計画である『第2次佐伯市総合計画』（計画期間：平成30年度（2018）～令和9年度（2027））との整合を図るため、令和6年度（2024）から令和9年度までの4か年とする。

なお、社会的な要因や、調査・整備の進捗、財政状況、また計画に記載した措置などの取組の進捗状況を適宜確認し、計画期間の変更、佐伯市内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を受ける。また、軽微な変更の場合には大分県及び文化庁へ報告を適宜行うこととする。

## 第4節 計画の対象

文化財とは「我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産」である。文化財保護法では「我が国や地域の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と定義し、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6つの類型と、文化財の保存技術や埋蔵文化財をその対象としている。大分県文化財保護条例や佐伯市文化財保護条例もこれに準じている。

しかし、後述する市民アンケートの結果（第2章第4節）にも示されたように、佐伯地域の歴史・文化・自然を表すものとして市民がイメージするものは、法律上の「文化財」だけにとどまらず、伝承や場所、地形など多岐にわたっている。

これらのことから、地域計画では法律上の「文化財」に加えて、その周囲にあって佐伯市民のアイデンティティを構成する多様な「もの」「こと」などを幅広く対象とし、これを「歴史文化資源」と定義する。

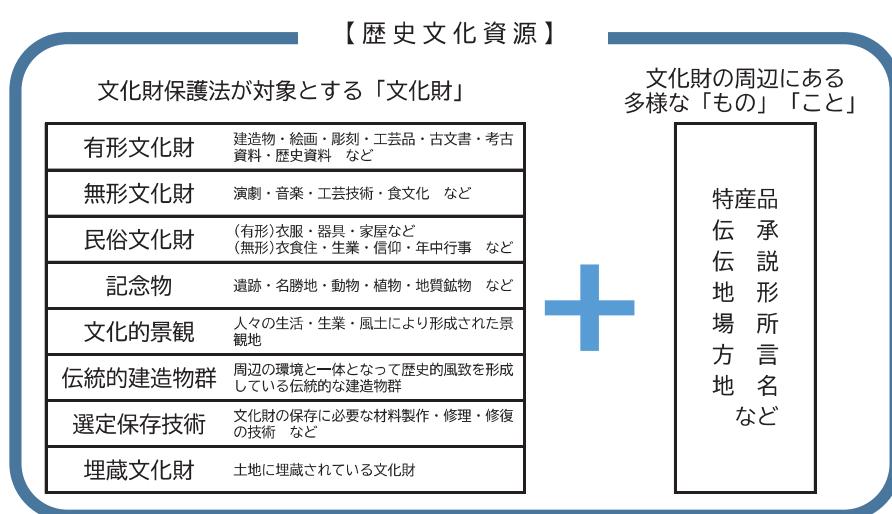


図0-1 地域計画の対象

## 第5節 計画の位置付け

地域計画の作成にあたっては、『第2次佐伯市総合計画』と『第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を上位計画とし、大分県の大綱を勘案しつつ、歴史文化資源の保存・活用にかかる基本的なアクション・プランとして位置付ける。また、関連する市の諸計画などと連携・整合を図った。上位計画と市の関連計画などにおける地域計画の位置付けは、以下のとおりである。

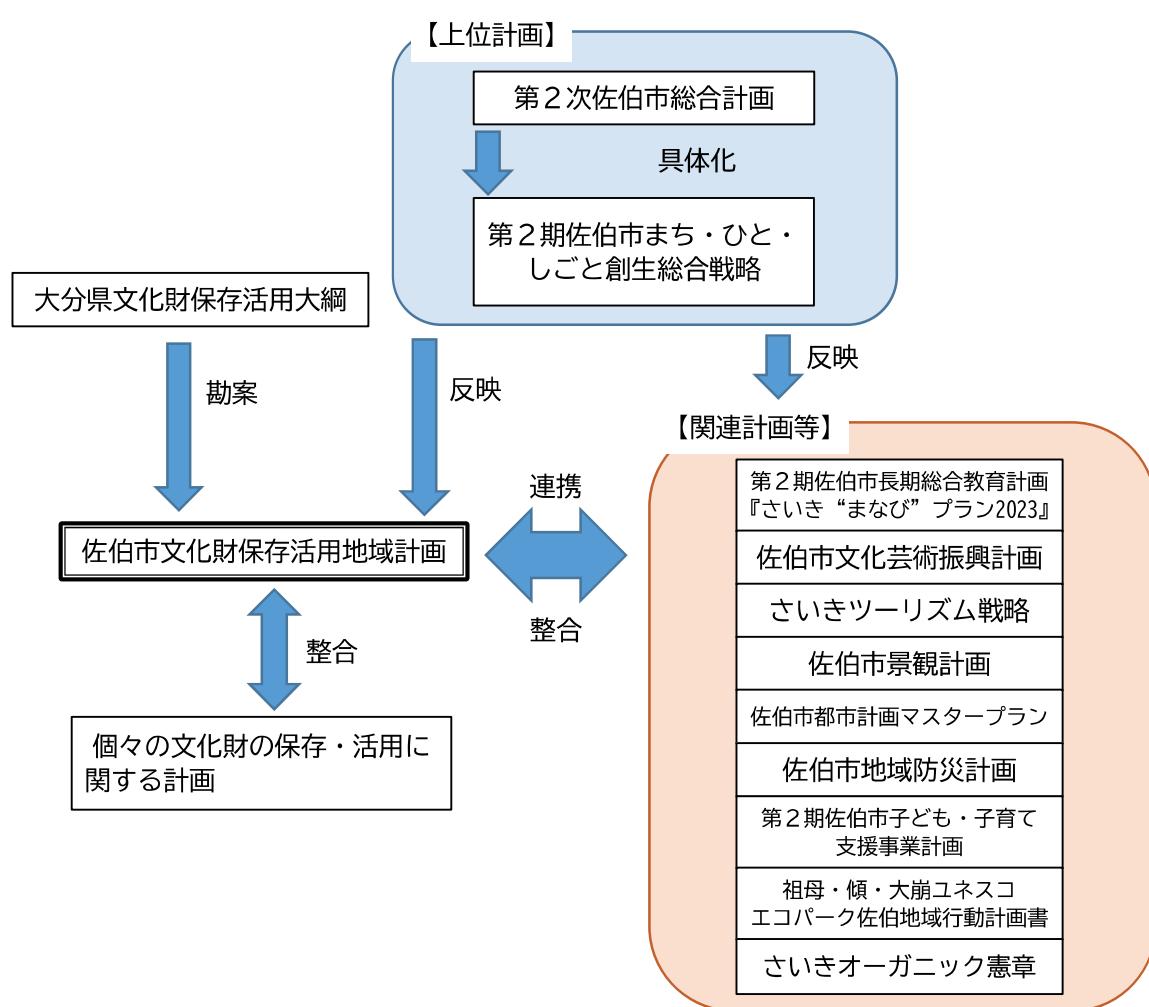


図 0-2 地域計画の位置付け

### a. 第2次佐伯市総合計画

策定年月	平成30年（2018）4月	計画期間	平成30～令和9年度
計画の位置付け	佐伯市政を推進していく上で、最も上位に位置付けられる計画であり、市の総合的、計画的な行政推進の指針となるもの。		
将来像	地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり		
地域計画との関連概要	7つの基本政策の一つ、「人が学び、人が活き、人が育つ教育の創生」の中で、文化財・伝統文化の保存・継承を課題として挙げ、文化財・伝統文化の現状把握と、市民の理解を深め、学校教育と連携した後継者育成に取り組むことなどを基本方針としている。主な取組としては、保存継承活動への支援や、地域資源としての活用、佐伯市歴史資料館などの歴史文化施設へ多くの人が訪れ、学びの心を豊かにする事業実施や施設の利用促進を図ることが挙げている。		

### b. 第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年月	令和2年（2020）3月 (最新：令和5年3月改訂版)	計画期間	令和2～5年度
計画の位置付け	『第2次佐伯市総合計画』における少子高齢化・人口減少に対応する取組を、「まちの創生」「ひとの創生」「しごとの創生」それぞれの観点から整理したもの。		
基本目標	1. 仕事を育て、仕事を創る 2. 佐伯市への人の流れを促す 3. 結婚、出産・子育ての希望をかなえる 4. 街・浦・里が支え合い、高め合う		
地域計画との関連概要	基本目標4.「街・浦・里が支え合い、高め合う」の中で、街・浦・里を支える人の育成を個別目標として設定している。持続可能な暮らしを実現するため、まちづくりの根幹である「ひと」づくりに取り組むことを基本的方向とし、その中で、「市民文化の創造と文化財・伝統文化の継承」を施策の1つとしている。		

### c. 第2期佐伯市長期総合教育計画「さいき“まなび”プラン2023」

策定年月	令和5年（2023）3月	計画期間	令和5～令和9年度
計画の位置付け	教育基本法第17条第2項の規定に基づく、市の教育振興のための基本計画となるもの。		
目標	「人が学び、人が活き、人が育つ持続可能な教育」の創造		
地域計画との関連概要	重点目標「これからのおーがニックシティさいき」を支える人づくり～ふるさと佐伯を愛し、ユニバーサルな視野に立つ人材の育成～」に重点施策5.「郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活用の推進」を掲げる。地域のアイデンティティといえる文化財・伝統文化を再認識し、市民の愛着を深め、行政・教育機関・民間が協働して保存・活用を推進する。また未来の地域を担う子どもの教育を重視し、学校教育と連携して郷土愛を育む。		

#### d . 佐伯市文化芸術振興計画

策定年月	令和3年（2021）3月	計画期間	令和3～令和9年度
計画の位置付け	文化芸術基本法第7条の2に基づく地方文化芸術推進基本計画として策定し、『第2次佐伯市総合計画』、その他の関連計画及び大分県の関連指針との整合と連携を図るもの。		
基本理念	あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、持続可能なまちの創生と共生社会を実現する佐伯市		
地域計画との関連概要	対象とする文化芸術の範囲を「芸術」「伝統芸能」「生活文化」「文化財」の4項目に整理し、これからまちづくりにおける文化芸術の役割を再確認するとともに、あらゆる人々が文化芸術を楽しみ、活動に参画できる環境と機会の提供に取り組むとしている。		

#### e . さいきツーリズム戦略

策定年月	令和元年（2019）6月 (最新：令和2年1月改訂版)	戦略期間	令和元～令和5年度
戦略の位置付け	『第2次佐伯市総合計画』の具体的な行動計画となるものであり、総合計画で定める次の目標指標を目指した取組について定めるもの。		
戦略の視点	主に佐伯の外から佐伯に訪れる機会を広く「観光」「ツーリズム」として捉え、まちづくりや移住定住施策との連携を図りながら、来訪者を増加させ、地域産業の振興に資する取組を進める。		
地域計画との関連概要	戦略として、佐伯ならではの観光素材の発掘や、歴史文化施設や史跡などを観光素材として磨き上げること、旅行者に対する旅行前・旅行中・旅行後の情報発信、国内外に向けた誘客活動を行うことを掲げている。		

## f . 佐伯市景観計画

策定年月	令和2年（2020）3月
計画の位置付け	『第2次佐伯市総合計画』に即し、『佐伯市都市計画マスタープラン』『さいき903エコプラン』などの関連計画と連携を図りながら、行政・市民・事業者の協働による景観まちづくりを推進していくための方針と、それを実現するための方策を示したもの。
景観づくりの理念	さいきの街は浦でもつ 浦の恵みは里でもつ
地域計画との関連概要	景観づくりの基本方針において、自然景観や歴史・文化の景観資源を守ること、街並み景観の整備・修景を図ることを挙げている。また、地域の景観について学び考える機会を設け、環境美化や周囲の景観への配慮など、主体的・積極的な取組を行うとしている。

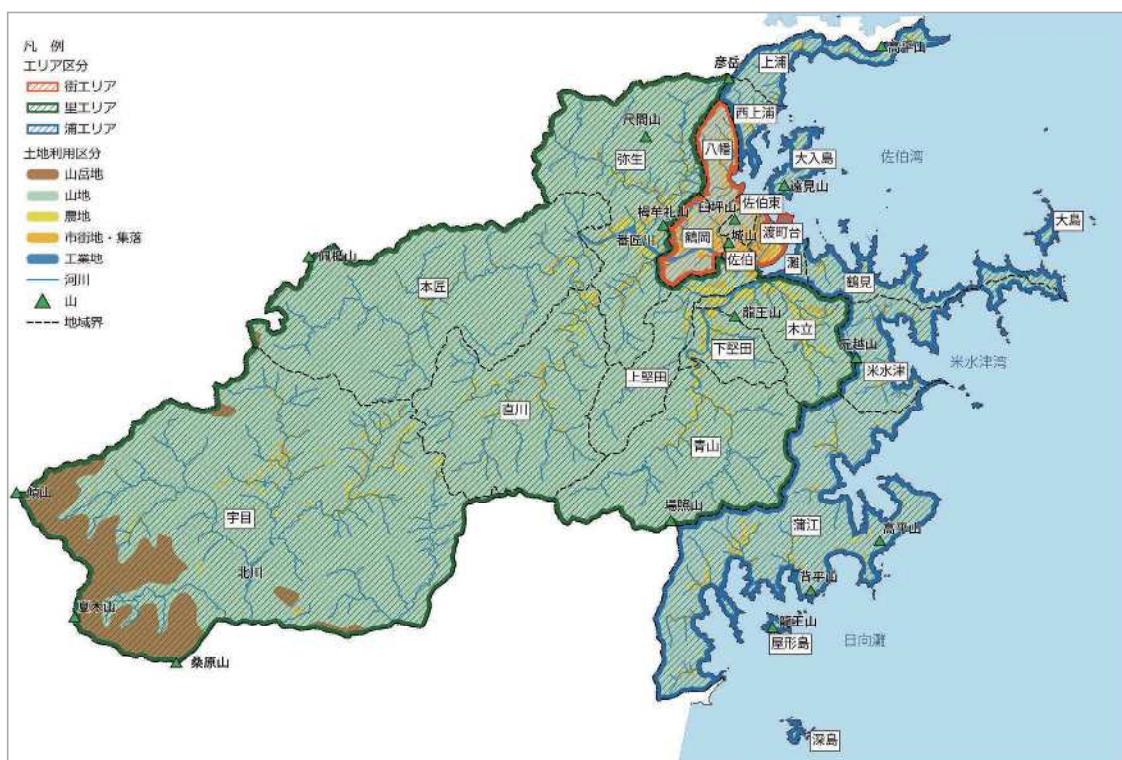


図 0-3 佐伯市景観計画によるエリア区分図（『佐伯市景観計画』より引用）

### g. 佐伯市都市計画マスタープラン

策定年月	平成 25 年（2013）12 月	計画期間	平成 25 ～令和 12 年度
計画の位置付け	『第1次佐伯市総合計画』に定められた、市の建設に関する基本構想と、大分県が広域的な観点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するもの。		
基本理念	自然・歴史・食文化のとけあう あまべの都		
地域計画との関連概要	まちづくりの基本理念の一つとして、「歴史・文化を受け継ぎ、佐伯しさをいかすまち」を掲げ、市民のシンボルである城山や武家屋敷の街並みなどの本市固有の歴史や文化、景観などを活かした、個性あるまちを目指すとしている。		

### h. 佐伯市地域防災計画

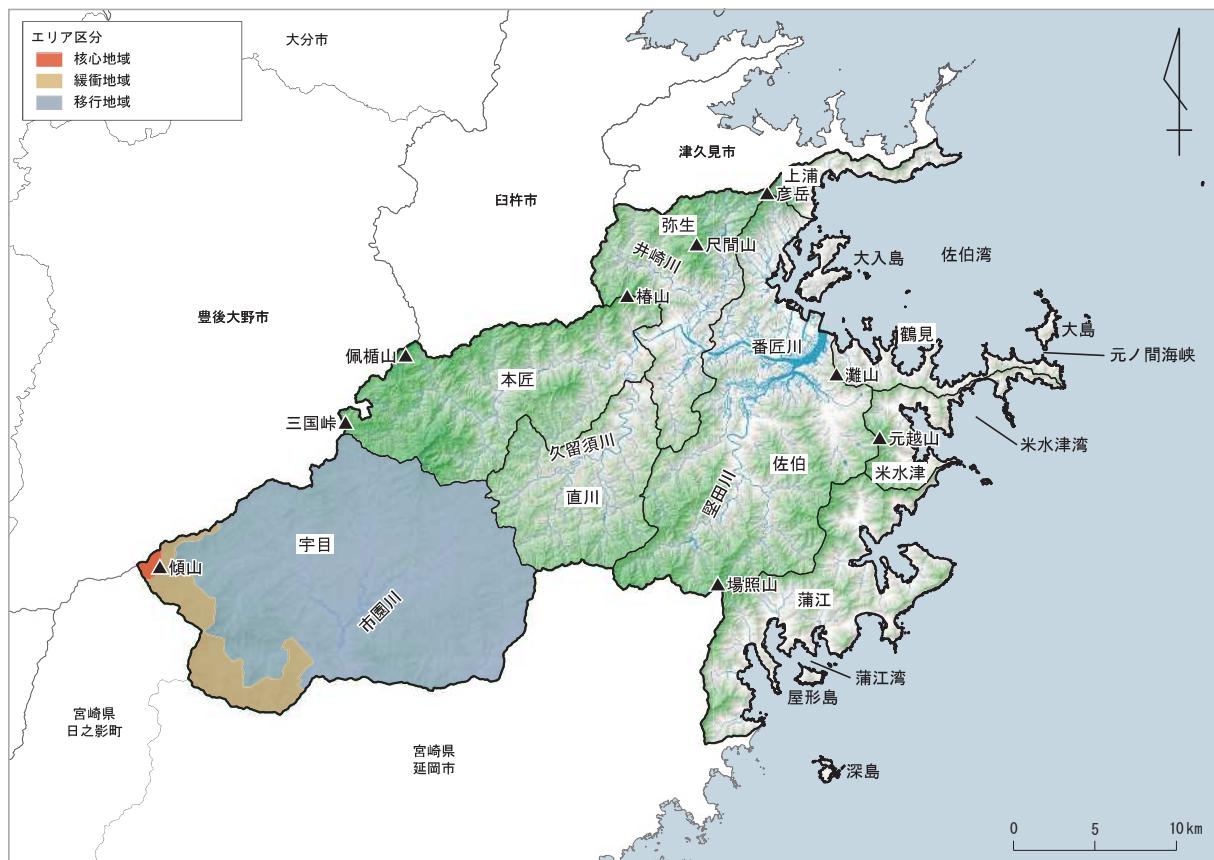
策定年月	平成 19 年（2007）2 月（最新：令和 3 年 3 月改訂版）
計画の位置付け	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市における地震・津波災害に関し、市及び防災関係機関などが処理すべき事務または業務の大綱などを定めるもの。
基本方針	「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」、「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」
地域計画との関連概要	地域の防災環境整備の中で、文化財構造物の修理・修復事業にあたり、文化財の価値を損なうことのないよう、耐震措置を講じることができる事業体系の整備を図るとしている。また、応急対策を実施するための事前措置として、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、石造物など）の耐震調査の指導を行うことを明記している。

### i. 第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画

策定年月	令和 2 年（2020）3 月	計画期間	令和 2 ～令和 6 年度
計画の位置付け	子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画として策定したもの。		
基本方針	「いつも子どもがまんなか」～子どもの笑顔はさいきの元気、すくすく育てさいきっ子～		
地域計画との関連概要	基本目標「子どもたちが健やかに育つ環境づくり」の施策の一つとして、「子どもの文化活動の推進と支援」を位置付けており、勾玉作りなどの歴史体験教室を通じ、郷土の文化や歴史を学ぶ場の提供に努めるとしている。		

## j. 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク佐伯地域 行動計画書

策定年月	平成 30 年（2018）6 月
計画の位置付け	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会が策定した祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画書及び行動計画書に掲げた基本方針並びに佐伯地域における今後 5 年間の具体的な行動を示すもの。
行動理念	尖峰と渓谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ ～自然への畏敬をこめて～
地域計画との関連概要	自然と共生した持続可能な発展を基本方針の一つとし、郷土芸能については郷土の歴史や文化に触れながら、豊かな心と郷土愛に満ちた人材を育成するものと位置付け、郷土芸能や文化の保存・継承支援を主な取組に挙げている。



## k. さいきオーガニック憲章

策定年月	令和2年（2020）3月
憲章の位置付け	地域の宝である佐伯市の豊かで美しい山・川・海を将来にわたって守り続けるため、市民が主体となって、持続可能なまちづくりを考え実践していくことを目的としたもの。
理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水や空がよろこぶことをします</li> <li>・森や土がよろこぶことをします</li> <li>・心や体がよろこぶことをします</li> <li>・いのちがよろこぶことをします</li> <li>・みんながつながることをします</li> </ul>
地域計画との関連概要	憲章にもとづき、社会（歴史・伝統の継承と市民文化の創造など）・環境（豊かな自然環境の継承など）・経済（地域が輝くまちの創生など）が調和した取組を推進することとしている。

## I. 大分県文化財保存活用大綱

策定年月	令和3年（2021）3月
計画の位置付け	文化財保護法第183条の2の規定に基づき、文化財を取り巻く現状と課題を踏まえ、今後の総合的かつ体系的な文化財の保存・活用の在り方を明確にするもの。
基本方針	地域とともに 活かして守る 大分の文化財
地域計画との関連概要	<p>大分の風土・歴史・伝統を今に伝える貴重な文化財について、調査や探求活動を通してその価値を発見し、様々な地域資源として活用することで地域を豊かにし、さらに価値の共有を通して保護体制の構築を図り、持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的としている。大綱の策定により文化財に対する県民の关心や理解が深まり、地域とともに文化財を活かして守る持続可能な好循環システムの構築が期待されている。</p> <p>佐伯市については、広い市域に内包される小半鍾乳洞や藤河内渓谷といった文化財や、日豊海岸国定公園に代表される多様な自然環境、棒術や神踊・杖踊、風流のような多彩な民俗芸能、自然を生かした生業を伝える蒲江の漁撈用具が取り上げられる。また近世の小藩分立を背景とした人材育成の例として佐伯文庫や四教堂、県南部に特徴的なキリストン関連史跡として重岡キリストン墓の存在、近代では戦争遺跡の代表例として佐伯海軍航空隊掩体壕が挙げられている。</p>

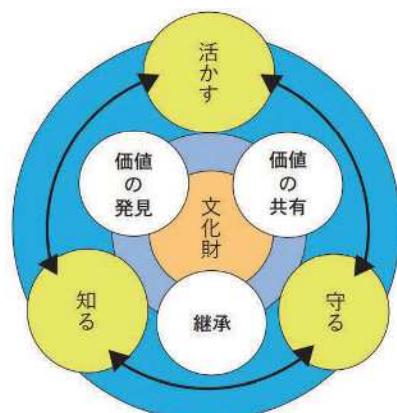


図 0-5 持続可能な文化財保護体制のサイクル  
（『大分県文化財保存活用大綱』より引用）